

渋谷区告示第百七十一号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十八条第四項により、次のマンション建替組合の解散を認可した。

平成二十八年八月十九日

渋谷区長 長谷部 健

一 解散するマンション建替組合の名称

ジークレフ駒場マンション建替組合

二 事務所の所在地

東京都千代田区神田東松下町三三番地COMS HOUSE二階

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区二丁目一九番六号

四 理由

右マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため

五 認可日

平成二十八年八月十九日

渋谷区告示第二百号

平成二十八年八月十九日付け渋谷区告示第百七十一号の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十月十八日

渋谷区長 長谷部 健

訂正前

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目十九番六号

訂正後

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目一四四一番一一